

令和5年第1回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：令和5年1月19日

午後1時30分～午後3時11分

場所：市役所 市民ホール

昭島市教育委員会

○教育長（山下秀男） 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、令和5年昭島市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本年初めての教育委員会ということで、改めまして本年もどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日は会議に先立ち、先月の定例会において報告させていただきましたとおり、令和4年12月24日をもって、石川隆俊教育委員が退任をされ、松本芳之氏が市議会における全会一致の同意を得て、令和4年12月25日から令和8年12月24日までの4年間を任期として新たな教育委員会委員に就任をされました。

松本委員におかれましては長きにわたり教育職にも就かれ、社会心理学をはじめ、教育行政にも深い知見と経験をお持ちの方でございます。本日は会議に先立ち松本委員より自己紹介をお願いしたいと存じます。

松本委員、よろしくお願いいたします。

○委員（松本芳之） 御紹介いただきました松本です。よろしくお願いいたします。

私は、早稲田大学の教育学部教育心理学教室に25年おりました。最後9年ぐらいは教職専門職大学院におりました。専門は、さっきお話しいただきましたけれども、教育心理学そのものではなくて社会心理学になります。心理学と教育の関わりというのは、御存知の方も多かもしれませんが、教職の免許を取る時には教育心理学を取らなければいけないというのがありますし、それから生徒指導、これも我々のテリトリーになります。私もそういう科目も持っていたんですけども、あとは大学で学生が教職を取る時に実習に行きまして、その時になぜか行かなくてはいけないということで、毎年あちこち行きました。

心理学というのは、特別支援の免許も取れますので、この近辺の特別支援は25年ほとんど行っております。あきる野とか立川とか、それから羽村ということで、普通の中学校は、昭島は行ったことがないんですけども、ですので、多摩エリアではよく、毎年これは行かなくてはいけないので行っておりました。

心理学と教育の関わりで言いますと、一番大きいのは知能になります。これは、私は関係ないのですが、ただ授業ではきちんと取り上げておりました。知能に関する研究というのは、ある意味一番コアになると思います。社会心理学という形になりますと、自尊感情というのが一番関わっております。自己肯定感と同じものだというふうに考えていただくんですけども、追々お話しする機会もあるかと思います。どちらも一般的に正しく理解されているとは到底言い難い状況でありまして、知能もそうですし、それから自尊感情のほうも、そういう側面がありまして、皆さんがお考えになっているのとは実はかなり違うんじゃないかと思います。

これは学生に聞いたんですけども、現在、教職の授業を取っていると、どのような授業でも「先生必ず出ますよ」という話を聞きました。どんな形で出のかいくつか例を挙げてくれないかと。そこが出ちゃうのかということで、実は、セルフエスティームというものが元々の概念でして、これは今から30年ぐらい前に心理学の中で出てきた、日本でもアメリカでもそうですけれども取り上げら

れてきたものであります。現在皆さん御存知かもしれませんが教育再生会議が何かで、日本人の自尊感情が低いみたいな話があつて、私はあれはたわごとだと思っていますので、もしお話しする機会があればきちんと説明したいと思います。あんなことを考える必要は私はないと思っております。

ということで、おそらく今までの経験、杉並区での教育の事柄についても関わってきました。そういう経験と知見がお役に立つ機会があろうかと思えます。よろしく願いいたします。

○教育長（山下秀男） 松本委員、ありがとうございました。最初から専門的なお立場からのお話を伺うことができました。追々いろいろな話を伺えるとありがたいと思います。松本委員、これからどうぞよろしく願いいたします。

なお、委員構成に変更がございましたので議席番号を1番山下、2番紅林委員、3番氏井委員、4番白川委員、5番を松本委員とさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、会議に入りたいと思います。

初めに、日程2、前回の会議録の署名につきましては、既に調整を終え、署名もいただいておりますので御了承願います。

次に、日程3、教育委員会会議規則第16条の規定に基づく、本日の会議録署名委員につきましては、1番山下と2番紅林委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、日程4、教育長の報告に移ります。

新しい年に入りまして、1月もはや半ばが過ぎました。このところ寒さが厳しい日が続いたかと思えますと少し緩んで温かい日があったり、いずれにしても朝晩は冷え込みがきつくなっております。体調管理が難しい時期ですので皆様には御自愛をいただきたいと思えます。

さて、教育委員の皆様には、新年早々から新春駅伝競走大会、旧成人式のはたちのつどい、特別支援学級合同学習発表会、そして新春たこあげ大会の各種行事に足をお運びいただきまして大変ありがとうございました。駅伝とたこあげについては3年ぶりの開催ということで、今回、少し参加が少なかった印象もありますが、やはり新春恒例の行事がやっと戻ってきたなということで感慨深いものがありました。参加された方々、それから子どもたちにもたくさんの笑顔が見られ、嬉しく思ったところであります。ありがとうございました。

そして小中学校では、1月10日から3学期が始まりました。冬休み期間中は事故や特段のトラブルもなく、始業式には児童・生徒が元気に登校したと各学校から報告を受けました。3学期は進級進学に向けての仕上げの学期でありまして、本年度の教育活動のまとめの時期でもあります。特に、小学6年生、中学3年生は進学に向けての不安と期待の中で、何かと思ひ悩むことが多くなる時期であります。児童・生徒に寄り添うことはもとよりであります。保護者の思いにもしっかり応えられるよう、校長会、副会長にて伝えたところです。

また新型コロナウイルスの感染者数も依然として高位で推移をしております。3学期に入ってから、コロナによる学級閉鎖はまだ出ておりませんが、一昨日、1校1学級においてインフルエンザによる学級閉鎖が発生いたしました。インフ

ルエンザの流行と、コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時感染も報じられております。今後、どうなっていくのか心配されるところですが、とにかく基本的感染防止対策を徹底して、切れ目なく教育活動を行えるよう、緩まぬ対応をお願いしたい旨あわせて伝えたところです。

感染症などを背景に教育環境の厳しさはまだ続くものと思いますが、こうした状況下にあっても、学校と教育委員会が心をつなげて、教育活動の充実、教育の質の向上に向け引き続き、まい進してまいりたいと考えておりますので教育委員の皆様にもよろしく願いいたします。

次に、立川市に設置をされました体験型英語学習施設、東京グローバルゲートウェイ グリーンスプリングスが、今週の月曜日 1 月 16 日にオープンを行いました。ちょうどその日に、昭和中学校の生徒がトップバッターとして体験に行っておりまして、新聞報道にもありましたが、この日、オープニングに小池都知事が視察に来られ、昭和中学校の生徒に声をかけていただいたそうです。生徒たちにも記念になったことかと思えます。これから順次、全小中学校が視察の予定です。生の英語に親しむよい機会となるよう期待をしております。

また、中学校のスキー教室も、既に拝島中の 1 年生と、福島中、清泉中、瑞雲中の 2 年生が無事に行ってきたところです。これからも順次、実施の予定となっておりますので御承知おきいただきたいと思います。

本日、報告事項の 2 として、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について」がございます。説明の内容をよく聞いていただいて、これからコミュニティ・スクールの導入に向けて本市も一歩踏み出そうと考えておりますので御意見等を頂戴出来れば幸いに存じます。

本日、私からの報告は以上になります。

なお、教育委員会名義の使用承認につきましては、お手元の資料のとおり、1 件であります。

ただいまの報告について、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、以上で日程 4 を終わります。

日程 5 の議事に入ります。初めに、議案第 1 号「昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○学務担当課長（沖倉正樹） 議案第 1 号、昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、提案理由ですが、公立学校の学校医等の公務災害補償につきましては、法律の規定により、その学校を設置する地方公共団体が補償するものとされ、その補償の範囲、金額、支給方法等は政令が定める基準に従い当該地方公共団体が定めることとされております。

本市におきましては、昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例から委任を受けました昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則において、補償金額の基礎となる補償基礎額を規定しているところでございますが、本件議案は、その補償基

基礎額について、東京都との均衡に配慮し、同一水準に改定する必要性が生じたため御提案申し上げるものです。

それでは、改正内容等につきまして御説明します。お手元の議案第1号、参考資料を御覧ください。

別表の補償基礎額表のうち、医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数が5年未満の学校医及び学校歯科医の補償基礎額を7,059円から7,194円に、同じ経験年数の学校薬剤師の補償基礎額を6,135円から6,240円に改定し、経験年数が5年以上10年未満の学校医及び学校歯科医の補償基礎額を8,730円から8,820円に、同じ経験年数の学校薬剤師の補償基礎額を7,215円から7,260円に改定し、経験年数が10年以上15年未満の学校医及び学校歯科医の補償基礎額を11,448円から11,481円に、同じ経験年数の学校薬剤師の補償基礎額を8,937円から8,943円に改定するものでございます。

次に、附則でございしますが、議案本文の附則を御覧ください。附則第1項に施行期日といたしましてこの規則の公布の日から施行することを定め、第2項に経過措置として、この規則の適用に関する経過措置を定めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 議案第1号について、説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

特にございませんでしょうか。

特にないようですのでお諮りしたいと思います。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男） 御異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり決しました。

次に、報告事項に入ります。

初めに、報告事項(1)「令和4年度「昭島市立学校の児童・生徒及び保護者アンケート」の調査結果について」事務局より説明をお願いします。

○指導主事（水谷延広） 報告事項(1)「令和4年度「昭島市立学校児童・生徒及び保護者アンケートの調査結果」について」、説明いたします。

本調査は、市内小学校第4学年から中学校第3学年までの児童・生徒及び保護者に毎年行っております。本日は資料を基に、結果の主な内容につきまして報告いたします。

なお、令和4年度の結果のみ記載している項目は、今年度新設した項目です。

最初に、2ページの「確かな学力」を御覧ください。

「②授業に対して、すすんで取り組んでいますか。」という質問は、教育振興基本計画の政策指標となっておりますが、肯定的な回答をしている割合は、児童の91%、生徒の90%、保護者は、小学校で84%、中学校で67%となっております。

今後も、学習のねらいを明確に示し、児童・生徒が学習に見通しをもてるようにしてまいります。また、児童・生徒の学習意欲を高めることを意識して、教員

が言葉掛けをし、学習意欲を喚起してまいります。

次に、4ページの「確かな学力」を御覧ください。

「④授業中や家庭学習の中で、タブレットを使うのは勉強の役に立っていると思いますか。」という質問に対して、肯定的な回答をしている割合は、児童の92%、生徒の81%、保護者は小学校で70%、中学校で50%となっております。

今後も、タブレットを活用して、一人一人の理解の状況や能力、適性に合わせた学びを推進し、児童・生徒が学習意欲の高まりとタブレットの有用性を実感できるようにしてまいります。また、タブレットによる意見の発信や共有等を通して、児童・生徒の学びを深めてまいります。

次に、8ページの「豊かな心」を御覧ください。

「①自分や友達を大切にしていると思いますか。」という質問に対して、肯定的な回答をしている割合は、児童の97%、生徒の96%、保護者は小学校で92%、中学校で84%となっております。

昨年度よりも肯定的な回答が小中ともに増加しており、自分や他人を大切にす
る心情を育む指導を推進してきた成果と考えられます。今後も、教員研修の充実
を図るとともに、児童・生徒が自己肯定感、自己有用感を高めていくことができ
るよう、人権教育を推進してまいります。

次に、12ページの「豊かな心」を御覧ください。

「⑤楽しく学校生活を過ごしていますか。」という質問に対して、肯定的な回
答をしている割合は、児童の93%、生徒の91%、保護者は小学校で93%、中
学校で88%となっております。

今後も、学級満足度調査やいじめ防止アンケートの結果を生かし、児童・生徒
の実態を的確に捉えてまいります。特に「あまり楽しく過ごしていない」、「楽
しく過ごしていない」と回答した児童・生徒には、担任やスクールカウンセラー
等が丁寧に気持ちを聞き取り、悩みや不安の解決に向けた取組を行ってまいり
ます。また、児童・生徒が主体的に関わり、満足感や達成感を味わえる教育活動
を工夫してまいります。

次に、13ページの「豊かな心」を御覧ください。

「⑥いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。」という
質問に対して、肯定的な回答をしている割合は、児童・生徒共に97%となっ
ております。今後も、いじめに関する授業や日常的な指導において、いじめは絶対
に許されない行為であることを繰り返し指導するとともに、児童・生徒が、より
よい学校・学級をつくるためにはどうしたらよいかを考え、自覚して行動できる
取組を継続して行ってまいります。

保護者に対しては、保護者会等の機会を通して、家庭においてもいじめの未然
防止、早期発見・早期解決の意識を高める工夫をしてまいります。

次に、16ページの「輝く未来」を御覧ください。

小学校第6学年保護者への「②小中連携教育は、お子様が中学校生活への見通
しをもつ上で、役に立っていると思いますか。」という質問に対して、肯定的な
回答をしている割合は64%、中学校第1学年保護者への「②小中連携教育は、お
子様が中学校入学後にスムーズに学校生活を送る上で、役に立っていると思いま
すか。」という質問に対して、肯定的な回答をしている割合は62%となっており

ます。

今後も、小中連携教育の効果を保護者が実感できるよう、学習指導、生活指導等における系統的、継続的な指導を一層推進し、保護者会や学校便り、学校ホームページ等で積極的な情報発信を行ってまいります。

次に、18 ページの「輝く未来」を御覧ください。

「③これまでの自分の生活を振り返り、よりよくしようと思いますか。」という質問に対して、肯定的な回答をしている割合は、児童・生徒共に 90%となっております。

昨年度より肯定的な回答の割合が小中共に増加しており、キャリア・パスポートの活用等を通して各自が目標を立て、学習面や生活面の振り返りを丁寧に行い、教員が具体的な称賛や改善に向けた助言を行ってきた成果と考えられます。今後も、児童・生徒が具体的な目標を持ちながら、よりよい生活の実現に向けて取り組めるようにしてまいります。

次に、20 ページの「たくましい体」を御覧ください。

「①学校で、遊んだり体を動かしたりしていますか。」という質問に対して、肯定的な回答をしている割合は、児童の 80%、生徒の 68%となっており、保護者は小学校で 66%、中学校で 67%となっております。

今後も、体育科・保健体育科の授業のみならず、休み時間にも校庭で遊んだり運動したりするよう、児童・生徒により一層働き掛けを行ってまいります。特に中学校では、部活動等で日常的に運動を行っている生徒とそうでない生徒の運動時間の差が大きくなっている可能性があります。「元気アップガイドブック」等を効果的に活用しながら、全ての児童・生徒が体を動かすことの楽しさを味わえるよう、授業改善を進め、保護者に対しても体力向上の取組内容について積極的に情報発信を行ってまいります。

次に、21 ページの「たくましい体」を御覧ください。

「②学校で学んだ安全や健康についての知識を生活の中で生かしていますか」という質問に対して、肯定的な回答をしている割合は、児童の 86%、生徒の 76%、保護者は小学校で 81%、中学校で 70%となっております。

今後も、児童・生徒が自分の身を守ったり、より健康的な生活を目指したりできるよう、具体的な場面を想定した指導を行ってまいります。安全教育については、防災ノートや東京マイ・タイムラインを活用して適切な避難行動ができるよう、学校と家庭、地域が連携した取組を行ってまいります。

次に、25 ページの「その他」を御覧ください。

自分のスマートフォンやタブレットの利用時間について、小学校では「1 時間以上 2 時間未満」及び「持っていない」と回答した割合が 20%、中学校では「4 時間以上」と回答した割合が 29%と、各校種で一番高い割合となっております。

小中共に所持率は高く、中学生になると小学生の時より、使用時間も長くなっています。今後も年間指導計画に基づく安全教育をより一層推進し、小学校低学年の段階から視力の低下防止や姿勢の保持等、健康面とも関連付けた利用時の留意事項に関する指導を行ってまいります。

最後に、30 ページの「その他」を御覧ください。

「⑥学校で学んだインターネットを使うときのルールを、生活の中で生かして

いますか。」という質問に対して、肯定的な回答をしている割合は、児童の 85%、生徒の 82%、保護者は小学校で 71%、中学校で 69%となっております。

SNS を使う際のルールは全ての人が守らなければならないものであり、肯定的な回答の割合が増加しているものの、決して高い数値とは言えません。今後も、SNS のルールについて、具体的な事例を挙げながら継続して指導を行い、児童・生徒が日常生活に活かせるようにしてまいります。また、保護者に対しても、家庭においてルールに基づき、児童・生徒の適切な利用に向けた見守りをするよう促してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

○教育長（山下秀男） 報告事項(1)について、説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

氏井委員。

○委員（氏井初枝） 御説明ありがとうございました。過去のデータも入れていただいて経年の変化もわかってすごくいいと思いますが、いずれにしましてもコロナ禍になってから3年になって、経年のわかるようなコロナ禍での状況なものですから、あまりどの報告に関してもそんなに大きな変化はないような気がするんですが、もし今、コロナ禍になる前の結果と何か大きな変容があるようなものがあるかどうか、おわかりでしたら教えていただきたいです。

それから、12 ページ「豊かな心」のところの「楽しく学校生活を過ごしていますか」というところの項目についてなんですけれども、やっぱり子どもたちが、学校が楽しいというようなことが前提にあってこそ教育活動の成果がすごく上がるのではないかなということで、これは基盤になる大事な項目だなというふうに私はとらえているんですけれども、送っていただいた12月の学校だよりの記事を見ると、これより低かったのがすごく私は気になったんですね。データとしては、そんなに「あまり楽しく過ごしていない」とか「楽しく過ごしていない」というパーセントはすごく低いんですけれども、先ほど御説明の中にあったように、担任とかスクールカウンセラーの方のいろいろな御対応ですとか、教育活動のいろいろな工夫ですとか、いろいろこころ辺については手厚く対応が必要ではないかなということを思っております。以上でございます。

○指導主事（水谷延広） コロナ以前とそれ以降での変化がある項目というところなんですけれども、例えば、令和2年度コロナが始まっているのかなというところがありますけれども、ちょっと今、過去のデータがすぐに出てこないというところがありますけれども、例えば、学校で遊んだり、このページで言うと20ページになるかなと思うんですけれども、「たくましい体」の例えば「学校で遊んだり体を動かしたりしていますか」というところなんです。令和4年度のところを見ていただくと、小学校であれば「たくさんしている」というのが47%だったんです。それが、ちょっとコロナが進んできて44になって、去年40になって、また45になって少し回復してきつつありますけれども、例えば体を動かすとか体力の向上なんていうところは、体力調査の結果で御報告させていただきましたけれど

も、ちょっと下がっている、ただまた少し回復してきているのかなという、そういうところがあるなというふうに思います。

あとはまた、いろいろそのような経年変化、特に委員の今、御指摘がありましたように、コロナ以前とそれ以降での変化はどうなっているのかというのをさらに詳細に分析して、ほかの項目についても今後の施策に生かしていければと考えております。

○委員（氏井初枝） ありがとうございます。

○教育長（山下秀男） 松本委員。

○委員（松本芳之） 冒頭の要約に関して特に異論はないんですが、確認をしておきたい点がありまして、これは元データは存在しますよね。

○指導主事（水谷延広） はい。

○委員（松本芳之） 個人データで入っているんですか。私がこのイメージだと、子ども一人についてエクセル1行じゃないかというふうに思っていますけど、違いますか。

○指導主事（水谷延広） そうです。

○委員（松本芳之） そうですね。

なぜこれを聞いたかと言いますと、これは個別の項目のサマリー、要約なんです。個々の項目について。見てないのは、項目を圧縮して、さらに言うと、その間の、連関というか、寝る時間とネットの問題とか、そこら辺のリンクの分析というもの、これは「やってくれ」というのは無理だと思います。でも心理学というのはこれをやることなんです。日がな学生に対して教えていることは、「調査してこい」、「卒論を書け」という中で、コンピューターの使い方を教えて統計処理を教えています。論文を書く時は、これ心理の人間が見ますと、飯のタネとしては「これはすごい」ということがあります。それでそれをするためには何が見えてくるかという、個々の項目では見えてこない深い傾向、トレンド、構造が浮き上がってくるんですね。それで、さらに言えばこれがここに影響を与えているというふうな分析も可能になるんです。さらに言えば、先ほど質問がありました過去どういう調査があったかということも含めて、まあ私も現職なら時間がありますので、とてもやる気はしないんですけども、もう辞めたので、データをいただければ恐らく処理をして行うことができるんです。それが可能かどうか、許容されるのかどうかということを、まず確認をしておきたいと思います。

おそらく持っていくときは、改めて御相談して、個人の名前あたりは抜いた形で処理していくということになるんじゃないかと思います。ただ、最初にお断りしておきますが、学力、そのほかに関しては、かなり肯定的な回答が多いので、

おそらくこれ1個にまとめちゃって、学力に関して4段階の比率という程度しか出ないと思います。これがばらつきがありますと、こういう側面とこういう側面と出るんですけども、これだけ恐らく高いと、1番につけたやつが皆1番につけるという形になるんじゃないかというふうに思うので。

でも、それでもどうするかというと、恐らく変量、項目が一つに圧縮されて、全部で5項目というのか6項目とかという形になって、要約の度合いがぐんと上がると思います。人間が、実は数的な処理を行う時の原則というのは、大体7プラスマイナス2というのが鉄則でして、7個のものについて把握するのがいっばいで、頑張れば2、10超えるともうまとめてはだめで、半分に切るとか、そういうことをやるというふうに言われています。したがって、これが全体で、全体像は何を表しているのかということは、これは圧縮しないと見えてこないもので、そこで多分、私が就任したのでお役に立つことがあるとすれば、まずはここらへんかと。ちょっと最初これが来て驚いたんですけど、こんなのをやっているんだということで驚いたんですが、御検討いただければと思います。

○指導課長（小林邦子） データについてはそれぞれ児童・生徒、保護者無記名で回答いただいていますので、個人のお名前等はない形で評価をいただいています。それぞれの項目のつながりという所まではこの評価の中では行っていないのですけど、ただ6年生の全国学力・学習状況調査ですとか、東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査なども行い、深いかかわりのある項目同士というのは、あたりはついております。さらに深い分析がどのようにできるかということは、また改めて検討いたしまして御相談をさせていただくこともあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員（松本芳之） 回答の意味がわからなかったんですけども、途中まではわかりました。あたりをつけておりますというところまでは。そのあとは何をおっしゃりたかったのか理解できていないんですけど。

○指導課長（小林邦子） 委員にこのデータについて、その後の分析をお願いするかどうかということについては検討させていただきますと、そういうことです。

○委員（松本芳之） それならわかります。そうおっしゃっていただければ。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。

○委員（松本芳之） はい。

それから、もう一つ気になったのは、回答率、回収率というのから見て、これ授業中の実施でないんですね。持ち帰りで回収ですか。授業中ですか。

○指導主事（水谷延広） 児童・生徒については授業中に行っております。保護者はタブレットで家庭で行っております。

○委員（松本芳之） そうすると 12%近くというのは、当日欠席とかそういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○指導主事（水谷延広） 一応、期間が決まっておりましたので、その間に、例えば不登校の生徒であるとかコロナ関係で欠席してしまったとかいう生徒については、ちょっとどの学校がどの程度というところまでは今わからないことでありますけれども、そのような事情で機会が。

○委員（松本芳之） 要は不在だったということ。

○指導主事（水谷延広） はい、そういうことです。

○委員（松本芳之） わかりました。保護者が自宅で回答していないにも関わらず、すごいですね。ちょっとお驚きです。

○教育長（山下秀男） ありがとうございます。どのように深堀り出来るかというところを、いろいろと御意見をお伺いしながら検討させていただければというふうに思っています。
ほかございますか。白川委員。

○委員（白川宗昭） 13 ページのいじめというところなんですけれども、これは報告ですから、今どうこうということはないかと思えますけれども、私は「いじめについてどんな理由があってもいけないことだと思いますか」とか、そういうふうに説明をされれば、「そう思う」というのが圧倒的に多いのは当たり前のような気がするんですね。いじめは悪いことだというふうに、97%になっているわけなんですけれどもね、もう少し考えてみると、いじめというふうなものの中には意義づけと言いましょうか、概念がはっきりしない感じがするわけですけど、例えば暴力を振るわれたというのははっきりしたいじめだと思いますけれど、いじるとかいじられるという言葉がありますし、からかう、それから嫌なことを言われたり、されたり、悪ふざけ、そういうものも人によってはいじめというふうに考えるんじゃないでしょうか。だとすると、やっぱりいじめはどうですかと聞くだけでは不十分なんじゃないのかなと。いじめと、それからその悪ふざけ、いじる、からかう、そういうものとちょっと別に考えさせるような設問を作ると、もうちょっと現実的になるような気がするんですけれども。だからと言ってどういう質問がいいかというところとちょっと難しいんですけれども、具体的に、からかうとか嫌味なことを言われる、悪ふざけ、そういうことを言われたことはありますかとか、もうちょっと具体的に出すと、あるとかないとか、違ってくるんじゃないかというふうに思うんです。もう少しいじめというものについて、細かく分類するというか、聞いてみる必要があるんじゃないのかなというふうに感じました。

次回、もしこの設問、次回考えるときには、その辺もちょっと心に置いて、何かもう一つ二つ、設問を増やしてみるとかそういうことをしてみたいなというふうな印象を持った次第です。それについていかがでしょうか。

○指導主事（水谷延広） ただいまの委員からの御意見、また、今後のアンケートの作成の際に検討事項ということでさせていただければと思いますけれども、そのいじめの内容の個別のことということなのかなと、悪ふざけとか、からかうこと、例えばそういった個別の具体的なことについては、例えば、いじめはあってはいけないと思いますとか、そういういくつかの個別の質問をまたさらに増やしてということの御意見だったのかなというふうに思いますが、学校においても年3回のいじめアンケートということで、実際、具体的な、何かこういうこと嫌なことを言われたとか、からかわれたりとかということ、実際にいじめについてのアンケートを各学校で3回やっています。これはそのアンケートというのは、別に東京都で何パーセントということではないのですが、その発見をするという意味では、そういったアンケートをやっています。

ただ、今回のように、そのいじめに対していじめがどういうことなのかいじめに対してどういう認識を持っているのかということについての、子どもたちの回答というところについては、またさらにちょっと検討していきたいということと、あと、いじめについては、いじめの定義に基づいて、このアンケートを実施する際には各学校で、項目については、こういうふうな項目で指導をした上で行っているものですので、例えば今回いじめについての設問というのは新設されたわけですが、これについては各学校でいじめ、これまでの指導を含めて、いじめというのはこういうものと、定義に基づいてこういうものであるというところを説明があった上での回答だというふうにこちらとしても認識しておりますので、その辺の学校の状況も踏まえながら、設問についてはまた改めて検討していければと思っています。以上です。

○指導課長（小林邦子） この設問に対しては、十分に検討をこれまでしてまいりました。そして、いじめの定義についても各学校で子どもたちには重ねて指導をしてきています。意図せずに行ったことであっても、それから好意で行ったつもりであっても、相手が苦痛に感じたことについてはいじめであるということと、いかなる理由があってもいじめをしてはいけないという心情を育む指導を学校では行ってきました。先ほど指導主事が言いましたように、ほかの関連でもいじめに関わるアンケートを行ってきていますので、ここでいじめに関する設問を重ねて詳しくしなくても、子どもたちが十分に理解して認識していると思います。ただ、そうやって指導した成果として、子どもたちがいかなる場合にもいじめをしてはいけないという心情が育っているかどうかというところをここで確認し、経年で指導を行っていくものでありますので、我々はこの中でいじめはいけないことだとあまり思わない、思わない、という回答についてどのように指導していくかということを検討してまいりたいと思っております。以上です。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。

○委員（白川宗昭） 子どもによっては、逆にその辺の理解が十分にできていないお子さんだっただくさんいらっしゃると思うんですよ。だけど、いじめはどんな理由が

あってもいけないことだと思いますかと聞かれれば、それはみんないけないことですよと言うに決まっているように思うんですね。そこら辺のところをもうちょっと具体的に指導ができるような形の設問にできないだろうかということを行っているわけでございます。

今、大体わかりましたけれども、ぜひその辺をもう少し実態がはっきりわかるような、そういうものにしてほしいと、御一考いただければありがたいと思います。以上です。

○教育長（山下秀男）　そうですね、学校ではふれあい月間等を通じて細かい調査をしていますので、全体的な子どもたちの意識を捉えるにはこうした設問になってくるのかと思います。いじめの対応については、学校ごとに粘り強く、子どもたちに対して今までも取り組んできておりますが、それでもなかなかなくならないのがいじめ問題というところもありますので、学校の調査とあわせて、この調査の設問のあり方、これがさらに今の子どもたちの意識を的確に捉えられるような設問があれば、用いていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ほかにございますか。紅林委員。

○委員（紅林由紀子）　すみません、今の白川委員の御意見に関してになってしまうんですけども、本当に今おっしゃるように、いじめはいけないと思いますかと言われると、大概のお子さんはいけないと思います、というふうに答えるだろうなというのが、私もそういうふうに感じました。やはり、いじめにもいろいろな段階というのがあると思うんですけども、もう一つはそれを傍観するかどうかということもあると思うんですね。いじめを傍観することはやはりいじめに加担したことになるというふうに、多分、学校では御指導いただいていると思うんですけども、それを本当にあなたは見過ごさないでいられますかということ、子どもに問い直すということが、いけない、いいという問題ではなくて、自分はそして何をするのというところを問いかけることが、やはり意味があるんじゃないかなと私は感じます。

○教育長（山下秀男）　どうでしょう。お答えしたほうがいいでしょうか。
指導課長。

○指導課長（小林邦子）　委員のおっしゃられるとおりいじめはいけないことだと思うだけでなく、それを見ていて、見逃さない、いじめをしない、させないということをあわせて指導していきたいと思ひますし、これまでも指導してきているところです。

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」というのは、全国学力調査の項目でもあるところで、そうはいっても、ここの「とても思う」、「思う」というところについては数が分かれているところです。地域差ですとか年度によっても違うところですので、今のいけないことだと思う、以外のところも指導事項としては含みながら、とても大事な項目として何を取り上げるかというところで精査しながら、子どもの心情を育てていきたいと思ひます。以

上です。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。ほかにございますか。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子） ちょっとそれぞれの分野について、感想と、一部意見になるんですけどもよろしいでしょうか。

「確かな学力」につきましては、大きな傾向としては変わらないと思いますけれども、9割前後のお子さんが肯定的な評価をしているという意味で、先生方が頑張っていたいているということを実感いたしました。

3ページの話し合いなどの協働学習について肯定的な回答が増えたのは、とてもよかったなというふうに思いますし、学校でそういうことを積極的に取り組んでいただいているということを感じましたのでこれ続けていただきたいと思います。

と同時に、4ページのタブレットも子どもに好評なもの、それを使っていろいろ学習に授業に取り組んでいただいているということが伺えました。ただ、保護者の評価があまりよろしくないというのは、もしかしてコロナ等で学校公開が限られていたことも影響されているのかなと想像したんですけれども、なるべく学校だよりとかで情報を出していただいているようなんですけれども、やはり子どもたちがそういうものを使って、学校訪問の中で子どもたちがそれを使って積極的に楽しそうに学習している姿を見ると、よかったな、頑張っているなど感じられるように、保護者の方もそういう姿を実際に目にさせていただくと違うと思いますので、積極的にそういう機会を作っていただけたかなと思いました。

次に「豊かな心」についても、おおむね学校で安心して生活できているとか、楽しく学校生活を過ごしている子が、ともに9割以上の評価を得られているので大変よかったんじゃないかなと、安心して楽しく過ごせるような環境づくりということに御尽力いただいているんだなということを感じました。

ただ、14ページの相談できる大人の率、それが、子どもについては上昇はしているのは、これも先生方に感謝したいと思うんですけれども、やはり小学校で10%、中学校で17%、大人がいないというふうに答えているのは、やっぱりそういうお子さんたちが少し心配だなというふうに感じておりまして、さっき指導主事がおっしゃったように、そういうお子さんについてケアしていく、声掛けしていくのをぜひお願いしたいと思いました。

それとともに、今度SOSの出し方教育というのも力を入れていただきたいと思いますけれども、やはりそれを受けて周りの大人の力、関係づくりといった、そういった大人の学びの場というのがとても大事になってくるんじゃないかなと、やっぱりそういう声掛け、子どもたちからSOSが発信されたときに大人がどうそれを受けていいのか、それを受け方によってはもう相談したくないということも思っちゃうかもしれないので、そういう学びの場を、先生方もそうですし、地域も保護者も、そういう学びの場があるといいなというふうに感じております。

それと保護者の相談してみようと思う先生がいるかというのが、中学生はそんなに高くないという結果が出ております。これは、いろいろ私も中学生の保護

者、ついこの間まで中学生の保護者でしたので、何となく気持ちはわかるんですけども、学校においても、例えば先生でなくてもスクールカウンセラーの先生もいらっしゃるのが週1回ですね。保護者も働いている方が多いという状態だとなかなか時間の設定が厳しいという、あとスクールカウンセラーの予約の仕方というのもちょっとハードルが高かったり、学校によっていろいろな予約のされ方をしていると思うんですけども、例えば副校長先生を通してじゃないと予約できないとかいうと、またちょっとハードルが高くなってしまうというようなこともあろうかなというふうに感じております。例えば、スクールカウンセラーの方のメールアドレスがあって、いつでも保護者はメールで予約ができるというようなそういった方法があれば、ちょっとあまり副校長先生まではちょっと大げさだな知られたくないなというようなことでも、ちょっと気軽に相談したいということでも、相談の手立てができるんじゃないかなというふうにも思いますし、あと、子ども宛には何か困ったことがあったときにはというような、SOSの相談先が、市も都もいろいろ相談機関がありますけれども、保護者に対してもこういうところで気軽に相談できますよというような、保護者にダイレクトに発信していただくような手立てがあるといいのかなというふうに感じました。その、保護者が子どものことで相談できるハードルを下げる手立てを少し考えてもいいんじゃないかなと感じました。

次、「輝く未来」のところなんですけれども、15ページの職場体験など勤労観を育てるためのいろいろな取り組みをしているのは、それでその結果が出ているなというふうに感じました。職場体験はとても有意義だなというふうに感じているんですけども、そのほかにも今たくさん新しい職業も含めて、いろいろな保護者の方も含めていろんな職業が世の中にあるので、そういういろんな職業に携わっているいろんな年代の人の話が聞ける機会が学校でもっとたくさんあるといいかなというふうに思いました。子どもたちが、やっぱり将来大人になってもあまり世の中そんなに悪いことないなとかという、こんな職業もあんな職業もあるんだったら自分もなんとかなるかなみたいな、すごく前向きにできるお子さんはいいんですが、そうじゃない、俺このまま行っても大丈夫なのかなみたいなふうに思っているお子さんもこんな職業もあんな職業もあるんだったら何とかなるかなやってみようかな、みたいなふうな気持ちになれるような、いろんな職業の大人の話聞く機会を作っていただけるともっといいんじゃないかなというふうに思いました。

あと、16ページの小中連携については、このアンケートの項目の時のお話させていただいたかもしれないですけども、保護者にだけではなくて、子どもに小中連携どうですかみたいな、こういうこと、こういうこと、部活見学をしたり授業を見学したりしたけど、そういうのはどうだったですかとか、どんなことがあると小中連携がもっとよくなると思いますかというのを、子どもに聞いてもいいんじゃないかなというふうに感じました。保護者はわかっているようでわかっていないところもあるので、実際に中学校に行くのは子どもだし、中学校で部活を選択したりするのも子どもなので、子どもに聞いたらいかがかなというふうに思いました。

「たくましい体」については、運動や安全、食事など、学んだ知識を生活に生

かしている率が上がってきているのは本当に素晴らしいし、言い続けること、取り組み続けることというのはすごく大事なと感じました。

最後に、25 ページ以降の、タブレット、スマホについてなんですけれども、ここはやはり、中学生の約半数が3時間以上使っているというのは、勉強でも今、タブレットを活用しているので一概には言えないんですけれども、健康的に影響もちょっと心配なところがありますので、家庭で親子でルールを決めるとともに、自分で自分の健康とか、いろいろ考えて、どういう使い方をするのが自分にとっていいのか。例えば30分勉強して15分休憩してスマホを見るとか、勉強する間は勉強する間はちょっとスマホは別の部屋に置くとか、自分でどういう取り組みをしたらいいのかということを具体的に自分で考えさせるというような取り組みをされてもいいんじゃないかなと思います。中学生になると、家庭のルールも、親との関係も難しくなってくるので、ルールもちゃんと作れるかというのと難しい所もあるので、やはり自分で考えることが大事だということ、自分で考えさせる場を作るというのもいいんじゃないかなと思いました。長くなりました。以上です。

○教育長（山下秀男） お答えする部分はありますか。よろしいですか。それでは、御意見として受け止めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。
松本委員。

○委員（松本芳之） 先ほど各学校でいじめの調査が3回行われている、学期で1回というふうに考えるんですか。それは共通のフォーマットを市のほうで用意をして、それで回答してもらうという理解でよろしいですか。それとも各学校が個別に内容を工夫して調査を行っている、どちらでしょうか。

○指導主事（荒武宗一郎） 学校ごとに様式を工夫しながら、各学校で実施をしております。

○委員（松本芳之） じゃあ内容は統一されているわけではないということでもいいんですよね。

○指導主事（荒武宗一郎） 内容の大枠はありますけれども、すべての項目で全校が統一されているということではありません。

○委員（松本芳之） わかりました。それは、各学校で集計して、じゃあ教育委員会というか、市のほうに上がってくる形になるんですか。それとも各学校の指導に資するような形でそこでクローズして処理されているのかということをお伺いしたいです。

○指導主事（荒武宗一郎） アンケートの内容につきましては、各学級担任が聞き取りを行い、学校の中で指導に生かしております。また、市の生活指導主任会において各学校の事例については報告をいただいておりますので、全件ではございませんけれども必要に応じて教育委員会が把握をしています。

○委員（松本芳之） これ、非常に細かなことですが、28ページのゲーム機云々というのがあって、これわからなかったんですけど、行ったことがないというのは持っていないということなんですか、そうじゃないんですかね。持っているけどやっていないと考えていいんでしょうか。3割持っていないのはあり得るのか、ちょっとわからなかったんですけど。

○指導主事（水谷延広） このゲーム機を使って行ったことがあるものはどれですかというのを、そこまで細かく、持っている、持っていないというところは、市も把握しきれていないということもありますが、持っていても行っていない、あるいはそもそも持っていないという両方が考えられるかなというふうに思います。

○委員（松本芳之） わかりました。

○教育長（山下秀男） ほか、ございますか。

よろしいですか。それでは以上で報告事項(1)を終わります。

次に、報告事項(2)「コミュニティ・スクールの導入について」事務局より説明をお願いします。

○指導課長（小林邦子） 報告事項(2)「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について」御報告いたします。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会を設置し、地域と連携・協働しながら学校運営に取り組む学校です。また、学校運営協議会とは、地域と学校が目標や課題を共有し、地域とともに学校づくりを進めるための仕組みです。昭島市では、令和5年度に武蔵野小学校、つつじが丘小学校、瑞雲中学校でコミュニティ・スクールの導入を行い、地域とともにある学校づくりを進め、地域に開かれた学校運営と学校内外の豊かな体験活動の充実を図ってまいります。

学校運営協議会の主な役割として、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること、教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること、があります。

裏面を御覧ください。コミュニティ・スクールの設置が求められる背景につきましては、平成29年の法改正により、設置は教育委員会の努力義務となり、導入が飛躍的に増加したこと。東京都においては、令和4年5月時点で38.1%の学校が導入し、一部の学校に導入している自治体は、令和4年度34地区となり、市部では69%の自治体の一部導入していること。令和4年2月に教育進化のための改革ビジョンが公表され、地域や企業の力を巻き込んだ学校運営やリアルな体験機会の充実を図るため、全ての学校で導入を加速し、令和4年度から6年度までを重点期間として集中的に取り組むことが示されたこと。同年3月に文部科学省がコミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議の最終まとめを公表し、教育委員会が主体的・計画的に全ての学校への導入を加速し、導入後も学校

運営協議会を効果的に運営することを示したこと。こうした国や各自治体の動きを踏まえ、本市においてもコミュニティ・スクールの望ましい運営の仕方を研究し、既存の学校評議員の仕組みから学校運営協議会への段階的な移行を進めてまいります。

コミュニティ・スクールの導入で期待される効果は、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べる立場から、一定の権限をもち学校運営に参画する立場になることで、学校・家庭・地域での共通目標やビジョンを目指した取組が可能となり、学校運営の改善・充実が期待できること。「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」を通じて、保護者や地域住民等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能になること。多様な人材が学校運営に関わることを通して、様々な教育課題への対応が可能になり、持続可能な地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりが推進できることが挙げられます。

コミュニティ・スクールの設置日等についてでございますが、設置日は令和5年6月1日、学校運営協議会委員の任期は令和5年6月1日から令和6年5月31日までの1年間といたします。

以上、簡略でございますが、御報告とさせていただきます。

○教育長（山下秀男） 報告事項(2)について、説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

氏井委員。

○委員(氏井初枝) 御説明ありがとうございました。コミュニティ・スクールの取り組みというのも私が現職の時、かなり前から、この近隣では小平六小だけを記憶しておりますけれども、かなり盛んに行われている地域もあった取り組みのものです。

今、御提案があった具体的な学校名が挙がっていますが、すでにいろいろな密接な連携ができているなということをいろいろな場で感じてきていますので、すごく先進的な取り組みをここにいう場にはふさわしい学校ではないかなというふうに思っております。

その一つなんですけれども、テレビで最近自然災害がすごく多くなっている中で、地域の中学校なんかが核になってお年寄りのことを助けたり、力を貸したりなんていうことができるようにという避難訓練の活動がすでに取り組みがされているということで、私が見た番組では、つつじが丘団地の素晴らしい団地内での活動のこと、それから、近くにある瑞雲中学校との連携のことなどがすごく詳細に報告されていて、私はその地域に住んでいるもので、非常に興味深くその番組を拝見しましてすごく記憶に残っています。

つい最近、たこあげがありまして、地域の方とちょっとお話する機会があったんですけれども、中学校がすごく熱心に取り組んでくださってありがたいというような地域の方のお声も聞いているんですね。ですから、ここでスタートではなくてそういう下地がきちんとできている地域なので、このコミュニティ・スクールの先進校としてはすごくふさわしいのではないかなと、これに賛成でございます。以上でございます。

○教育長(山下秀男) ありがとうございます。ほかにございますか。

紅林委員。

○委員(紅林由紀子) コミュニティ・スクールにつきましては、東京都の市町村教育委員連合会で、ほかの他市の委員の方とお話しても結構導入されているところが多く、あと昨年、文科省の教育委員研修会でオンラインで他県の教育委員さんとのコミュニティ・スクールについて話し合いをさせていただいた時も、やはり学校評議員とは違って、この協議会の委員さんはとても責任が出てくるので責任感を持って主体的に取り組んでいただけるというので、とても有効だというお話を伺っているのです、これを進めることは私も賛成でございます。これからの学校教育の方向として地域と一緒にとか様々な地域資源を使つての教育とか、そういったこともありますし、先日、東京都の市町村教育委員連合会の研修でスポーツ庁の方の話を伺って、部活動が、先々地域の力を借りてという方法も今後あるということで、そういうことを考えても地域で学校を支えていくということを主体的にやっていくには、こういう形がないととても難しいのではないかなと感じますので、この方向は間違っていないのではないかなと思います。

ただ、そういった地域風土がある所じゃないと、作って本当に機能しないで、そうすると地域も困る学校も困るということになってしまいますので、今回のようなスタイルでそういう筋のあるところからスタートするというやり方は、大変結構なんじゃないかなというふうに感じました。

一つお伺いしたいのは、この協議会の委員さんは、今まで評議員の委員さんとはまた、一回なしになって、また新しくどういう形で選ばれる新しくなるのかということと、あと委員さんは、どなたがご選ばれるのかということとをちょっとお伺いしたいんですけれども。よろしく願いいたします。

○指導課長(小林邦子) 今までは、学校評議員の方々に学校を支えていただいておりますので、基本は学校評議員の方々から学校運営協議会の委員へと移行していただくということです。そこについては学校のほうから委員に対する推薦というのを挙げていただきまして、教育委員会のほうで任命をするという形でございます。以上です。

○委員(紅林由紀子) ということは、基本的に今までの学校評議員を決めるやり方と大体同じというふうに理解すればよろしいですか。

○指導課長(小林邦子) はい。基本は同じような選び方をさせていただきます。ただ、今までの学校評議員の方々が、学校と地域の連携、協働、信頼関係の土台で、これがコミュニティ・スクールになって、保護者、地域の方々が学校運営に参画する仕組みというふうに、さらに権限なども強化して任命されることになるわけですので、そのところをしっかりと踏まえていただきながら推薦を挙げていただくというふうにとらえております。

○委員（紅林由紀子） はい、理解いたしました。ありがとうございました。やはり、より積極的にというか主体的に参画していただくことになると思いますので、やはり御本人の意識がとても大事になってくると思いますので、そこら辺は十分検討していただければというふうに思います。

○委員（白川宗昭） 今、紅林先生がおっしゃったことに全く賛同でございますけれども、文科省のオンラインに参加いたしました時私のグループで話し合いで出たことでちょっとひっかかったのは、人を集めるのが非常に難しいんだと、今までもPTAなり評議員なりにしてもなかなか集められなかったという意見が多くて、またさらにということになると、非常に大変なんだという意見がその時多かったです。私も、地域によってはそうだろうなというふうに思いました。

もう一つは、これはボランティアなのか、交通費だとか、例えば行事に参加したときの保険というんですか、だとか、その辺のところも地域によってばらばらだったような感じなんですけど、教育委員会ではどんなふうにお考えをなさるのでしょうか。

○指導課長（小林邦子） ボランティアということではなくて、この学校運営協議会に御参加いただく委員の方々には報酬という形でお支払いをさせていただきまして、ご意見をいただく機会や学校の教育活動への参加をしていただくというふうに考えております。

○委員（白川宗昭） ありがとうございます。ちょっとそれは初めて伺ったことでございますけど、金額がいくらとまでは申し上げませんが、いいのではないかと思います。ありがとうございました。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。

なお、このコミュニティ・スクールの導入について、本日の教育委員会定例会で報告した意図としては、まず教育委員会の中でいろいろと御意見をお伺いした上で、学校、地域、保護者の皆様に丁寧に説明をして正式に導入を図ってまいりたいと考えているからであります。また、議会への説明、予算の審議査等を通して、しっかりと説明し、これを導入してまいりたいということですので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項(2)を終わります。次に、報告事項(3)「「新春駅伝競走大会」及び「はたちのつどい～20celebration～」の開催結果について」事務局より説明をお願いします。

○スポーツ振興課長（吉村久実） それでは、報告事項(3)のうち、新春駅伝競走大会について御報告させていただきます。

今大会よりコースを残堀川調節池周辺周回コースに変更し、3年ぶりの開催となった駅伝競走大会ですが、天候にも恵まれ、大きなトラブルもなく開催することができました。

参加状況につきましては、資料に記載のとおりとなっています。新型コロナウイルス感染症の影響からか、前回からおよそ半数の参加となってしまいました
が、今後以前のように活気のある大会にしていきたいと考えています。

以上、御報告いたします。

○教育長（山下秀男） 社会教育課長。

○社会教育課長（塩野淑美） 続きまして、「はたちのつどい～20celebration～」の開催結果について御報告申し上げます。

今年度は、「成人式」の名称を「はたちのつどい～20celebration～」に変更し、教育委員さんの御臨席を賜りまして、昨年と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底いたしまして、学校区により午前、午後の2部制とし、実施をいたしました。

参加状況は資料のとおりでございます。午前は435人、午後は322人、合計757人の はたち の青年が参加し、出席率につきましては、昨年と比較し、午前の参加率が伸びており、全体としては昨年の66%から71.3%に上昇し、コロナ前の出席率に回復いたしたところでございます。

以上、御報告申し上げます。

○教育長（山下秀男） 報告事項(3)についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

氏井委員。

○委員（氏井初枝） 駅伝に関してでございます。初めての場所ということもありまして、家の近くということもあったので行かせていただきました。すごく広々していて、駐輪場もあり、すごくいい場所に新しいコースができたなということを感じました。ただ私のイメージとして、駅伝というのは長い距離をつないでいって走り切るみたいなイメージがあったんですけど、今回はこのコースは同じコースを繰り返してやるという形ですね。そういうのも駅伝というとらえ方でいいんですね。自分が思っていたのとちょっと違って、あれ？というのが私の正直な気持ちなんですけれども、今回のそのコースを中心にしてそれをさらに延ばすなんていうこともあっていいのかと。全くの素人でよくわからないんですけど、そんなことを感じました。いいお天気でしたし、広々した気持ちいい場所でいい大会ができたなという印象を受けました。ありがとうございました。

○スポーツ振興課長（吉村久実） 貴重な御意見ありがとうございました。コースの延長につきましては、道路の交通規制の関係からなかなか延長するというのは難しい状況でございます。また今後につきましても、調節池の南側の開発が今後どうなっていくかわからないんですが、その辺を注視しながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○教育長（山下秀男） ほか、よろしいですか。

それでは以上で報告事項(3)を終わります。次に、報告事項(4)「生涯学習サポーター養成講座について」事務局より説明をお願いします。

○社会教育課長（塩野淑美） 報告事項(4)「生涯学習サポーター養成講座」について御報告いたします。

今回は、「あきしまカルタ」のガイドブックを作ろう、という呼びかけで、自分の得意なことやできることを生かしたいと思う人、関わってみたいと思う人たちを対象に、生涯学習の面白さや意義を伝えるとともに、ガイドブックの作成を生涯学習のきっかけとすることを目指し開催いたします。

講座日程は裏面に記載がありますとおり、2月20日から3月13日までの毎週月曜日、アキシマエンスにおいて開催いたします。

広報は2月1日号に掲載いたし、お申し込みは2月2日木曜日より、先着順でございます。

以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項(4)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですね。それでは以上で、報告事項(4)を終わります。

次に、報告事項(5)「昭島市立学校校庭夜間照明設備使用要綱の一部改正について」事務局より説明をお願いします。

○スポーツ振興課長（吉村久実） それでは、報告事項(5) 昭島市立学校校庭夜間照明設備使用要綱の一部改正について御報告いたします。

今回の一部改正につきましては、民法の改正により令和4年4月に成人年齢が18歳に引き下げられたことにより、改正する必要性が生じたため改正するものです。恐れ入りますが、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

要綱第2条第2項では、これまで18歳以下の者の使用にあたっては、成人の同伴を要しておりました。そのため、成人年齢の引き下げに伴い、「18歳以上」を「18歳未満」に改正するものでございます。また、括弧内の「学生及び就労者を除く」につきましては、大学生や高校卒業後就労した者を想定した内容であることから削除いたします。

恐れ入りますが、資料本文にお戻りください。附則としまして、本要綱の実施日を民法改正とあわせ令和4年4月1日としております。本来であれば、民法の改正に合わせ令和4年4月以前に改正する必要があったものでございますが、改正に漏れがあったものでございます。申しわけございません。

以上、御報告いたします。

○教育長（山下秀男） 報告事項(5)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。それでは以上で、報告事項(5)を終わります。

次に、報告事項(6)「昭島市民図書館主催事業について」事務局より説明をお願いします。

○アキシマエンス管理課長（磯村義人） 報告事項6、昭島市民図書館主催事業、古文書が語る歴史のひとこま、安政ひつじ年の大水につきまして御説明いたします。

2月26日、日曜日午前10時30分から、アキシマエンス国際交流教養文化棟シアターにおいて、昭島市文化財保護審議会委員の白川宗昭氏を講師にお招きし、市指定有形文化財の中村家旧蔵文書一括や広福寺が所蔵する文書を用いて、安政6年に起きた多摩川の洪水による被害の実態について解説いただきます。

定員は、50名、2月2日より受付を開始、参加費は無料でございます。

本件につきましての御説明は以上でございます。

なお、別途、先月ご案内いたしました2本の映画会につきまして、改めてチラシをお配りさせていただいております。このうち、「そして父になる」は、満席でございますが、弁士付き映画会につきましては、午前・午後ともに席に余裕があり、まだお申込みいただくこともできます。

また、図書館だより、ティーンズ通信、及び郷土資料室だより「いさな」もお配りいたしておりますので、御覧いただければ幸いです。

説明は、以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項(6)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見を願いたいします。

紅林委員。

○委員（紅林由紀子） すみません、ただいま御説明いただいたこのティーンズ通信についてお伺いしてもよろしいですか。とても興味深いいい情報誌だと思うんですけども、配布はどのようにされているかお聞かせいただきたいんですけども。

○アキシマエンス管理課長（磯村義人） こちらにつきましては、基本、図書館での配布でございます。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。紅林委員。

○委員（紅林由紀子） わかりました。例えばこれを図書館のホームページありますよね。そこでPDFみたいな形で誰でも見られるみたいなそういうことはされていらっしゃるでしょうか。

○アキシマエンス管理課長（磯村義人） 図書館だよりそれからティーンズ通信等ホームページでも紹介してございます。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

白川委員、講師のほうよろしく願いたいします。

以上で、報告事項(6)を終わります。次に、報告事項(7)「昭島市公民館主催事業について」事務局より説明をお願いします。

○市民会館・公民館長（立川豊） 報告事項(7)「昭島市公民館主催事業について」御説明申し上げます。

お手元の資料7を御覧ください。1点目がシニア講座「使うのが楽しくなる！初心者のためのスマホ講座」でございます。高齢者の方も必要に応じてデジタルツールを活用し、デジタルデバイドの解消を目指すということで、昨年12月に第一弾を実施いたしました。今回は第二弾として開催いたします。2月に全4回行います。定員は12名で多数抽選となっておりますが、現在40名を超える申し込みがございます。

2点目は地域課題講座で、「日本の良いところ再発見！和の心を五感で体験」という講座でございます。こちらは多文化共生をテーマにしており、折り紙や浴衣の着付け、うどん作り、己書を体験し、楽しみながら日本文化を学ぼうという講座となっております。またこちらは、地域公民館事業という出前講座となっております。3回目のうどん作り以外は武蔵野会館で実施いたします。定員は15名で多数抽選となっております。こちらにつきましては外国の方からの申し込みも入っております。

事業実施にあたりましては、密を避けるために定員を半分程度にしまして、アルコール消毒などコロナ対策を十分に行之、安全安心な事業を心がけてまいります。

以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項(7)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見を願います。

紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 二つとも大変魅力的だなというふうに感じました。特に地域課題講座については、いろいろな国籍の方も参加いただけるということで、日本人の私から見てもとても魅力的ですし、多分、外国の方にとっても興味深い、やってみたいという内容になっているんじゃないかなというふうに思います。コロナで15人とちょっと定員が少ないのが残念なので、とても好評なようだったらまた繰り返しやっていただければなというふうに思いました。以上です。

○教育長（山下秀男） ありがとうございます。ほかにございますか。

氏井委員。

○委員（氏井初枝） 同じくこの講座のことなんですが、これは1回申し込みば1回目から4回目まで、ごめんなさい、ちょっと知り合いの外国の方に紹介してみたいなと思いながらお話を伺っていたんですが、これは1回申し込みば全部、4回ともエントリーしているということになるんですか。その都度申し込むんですか。

○市民会館・公民館長（立川豊） こちら4回で1回の申し込みということになってございます。外国の方も申し込みを現在いただいているところですが、私が把握した

限りではインドネシアから、中国からそういった方からの申し込みが届いております。以上でございます。

○委員（氏井初枝） ありがとうございます。5日から申し込みが始まっているということなんですけれども、まだ空きはありそうですか。

○市民会館・公民館長（立川豊） はい。こちらは15名で多数抽選ということで、20日まで申し込み受付させていただいておりますので、お申込みいただければこちらのほうで抽選させていただく形になるかなと思っています。

○委員（氏井初枝） ありがとうございます。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。ほかにございますか。

それでは以上で、報告事項(7)を終わります。

次に、追加をさせていただきました報告事項(9)、ちょっと飛びますけれども、「特別支援学級用教科用図書（一般図書）の変更について」事務局より説明をお願いします。

○指導主事（佐藤誠） 報告事項(9)「特別支援学級教科用図書（一般図書）の変更について」、御説明いたします。

本件につきましては、本来、昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教育委員会において議決いただく事項でございます。しかしながら、東京都教育委員会への変更の届出の期日が12月22日であり、その間、教育委員会が招集されるいとまがなかったため、昭島市教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第7項教科用図書の採択に関すること及び第2条第1項に基づき、教育長が臨時に代理し、本教科用図書を採択したことを御報告いたすものでございます。

変更する教科用図書とその理由でございますが、令和4年8月19日に開催された教育委員会定例会において、特別支援学級用教科用図書として採択された一般図書のうち、多摩辺中学校8組の第1学年が保健体育の教科用図書として使用する予定であった1冊が対象でございます。

東京都教育委員会に需要数報告をしたところ、文部科学省より在庫不足や絶版を理由に供給が困難である供給不能図書に該当するとの返答があったとの回答がございました。そのため、代替となる教科用図書への変更の必要が生じたため、新たに採択したものでございます。

別紙の新旧対照表を御覧ください。表の左側が8月に採択した一般図書、右側が今回採択した一般図書でございます。

報告は、以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項(9)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。以上で、報告事項(9)を終わります。

次の、報告事項(8)「総合スポーツセンタートレーニングルームの一時休止について」につきましては、資料配布のみとしておりますが、御意見等あれば、発言をお願いいたします。

よろしいですか。それでは私から1点、来月の教育委員会定例会におきまして、「令和5年度昭島市立学校校長等の任用に関する内申について」について報告を予定しております。この案件は、報告の内容が人事に関する案件でありますことから、教育委員会会議規則第2条但し書きの規定によって非公開とさせていただきたいと考えております。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長(山下秀男) それでは非公開にて開催いたしたいと思います。

続いて、日程6「その他」に入りますが、委員の皆様から、全体を通して何かございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは最後に、次回の教育委員会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○教育総務課長(野口明彦) 次回の、令和5年第2回教育委員会定例会につきましては、令和5年2月10日、午後2時30分から市役所庁議室において開催いたします。

○教育長(山下秀男) 次回、2月10日金曜日につきましては、午後2時30分から市役所庁議室において開催します。庁議室3階にございます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、令和5年昭島市教育委員会第1回定例会をこれにて閉会といたします。本日はありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

1 番 委 員

2 番 委 員

調 整 担 当